

仕様書の内容等に対する質問及び回答

案件名：厚別山本公園で使用する業務用電力

回答日：令和8年7月7日

番号	質問	回答
1	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①北海道電力ネットワーク株式会社 ②仕様書1概要（2）に記載のとおりです。
2	自家発補給電力の契約はありますか。	ありません。
3	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	契約電力が500 k w以上となる予定はありません。
4	現在の計量日をご教示ください。	毎月1日が計量日となります。
5	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。	問題ありません。
6	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
7	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留め、封緘必須など、ご指定はありますか。 郵送提出の場合、簡易書留またはレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。	割印、ホッチキス留めについては指定はありませんが、入札書及び内訳書は同じ封筒に封緘してください。 郵送方法について指定はありませんので、簡易書留、レターパックいずれも問題ありません。
8	プラン形態のご指定はございますか。季節別（夏季・他季）プランでのご提案、ご契約は可能ですか。	電気料金は、契約書案単価一覧に基づき算出してください。

9	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。	できません。契約書案の単価一覧注3のとおり、みなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください。
10	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	できません。
11	①弊社が契約に至った場合、入札時点の管区内旧一般電気事業者約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	入札時点の燃料費等調整額の算定緒言を契約満了まで適用することはできません。みなし小売電気事業者が契約期間中に燃料費等調整額の算定緒言を変更した場合は、その都度適用してください。料金の算定については、契約書案第11条第2項のとおり、各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定することとしているため、契約単価の見直しは不要です。
12	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください（開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です）。	落札業者について開札日に電話でお問い合わせいただいた場合、回答可能です。
13	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	料金は銀行振込にて支払います。振込手数料は本市が負担いたします。 契約書案第11条第4項のとおり、請求を受けた日から30日以内に料金を支払います。ただし、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後（検査日から）30日以内の支払いとなります。
14	①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。 ②紙の請求書の発行には、330円のご負担をいただきますがよろしいですか。 （WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です）	WEB上で請求書のデータをダウンロードできる場合は、紙の請求書の発行は必要ありません。 なお、支払日についてはNo.13のとおりですので、請求書の到着が遅くなる場合は支払日も遅くなります。
15	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。

16	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。	一施設毎に請求書通りの金額を支払います。
17	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。	合算請求書は必要ありません。
18	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。	電気料金は契約書案第11条第3項に基づき算定してください。（基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。）
19	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。 ただし、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に実施する検査の合格後30日以内の支払いとなりますのでご了承ください。（No.13参照）
20	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。	問題ありません。
21	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。	契約書案第12条のとおり、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定等により契約条件が著しく不適當となった場合、協議のうえ契約の電気料金単価の変更が可能です。
22	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。	契約書案の条文の変更及び協定書による契約書の内容変更はできません。ただし、契約書や仕様書等に定められていない事項等については、必要に応じて協議します。

23	ご契約書案「単価一覧」に「全く電気を使用しない場合」の基本料金単価欄がございますが、弊社では電気を全く使用しない月は単価を半額にするのではなく、算定した基本料金を半額にし、ご請求いたします。全く電気を使用しない月の基本料金単価設定は必須でしょうか。	全く電気を使用しない場合の基本料金は契約書案第11条第2項第2号の規定により基本料金単価の半額となります。
24	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	具体的な期限はありませんが、なるべく早期に締結することとなります。 締結時期については落札者の事務処理等に要する日数は考慮いたします。
25	契約保証金免除申請に係る挙証資料は、落札後ご提出で間違いはないですか。	落札後にご提出いただくこととなります。
26	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	入札にあたっては、入札書別紙「契約単価積算内訳書」に基づき、金額を算出してください。